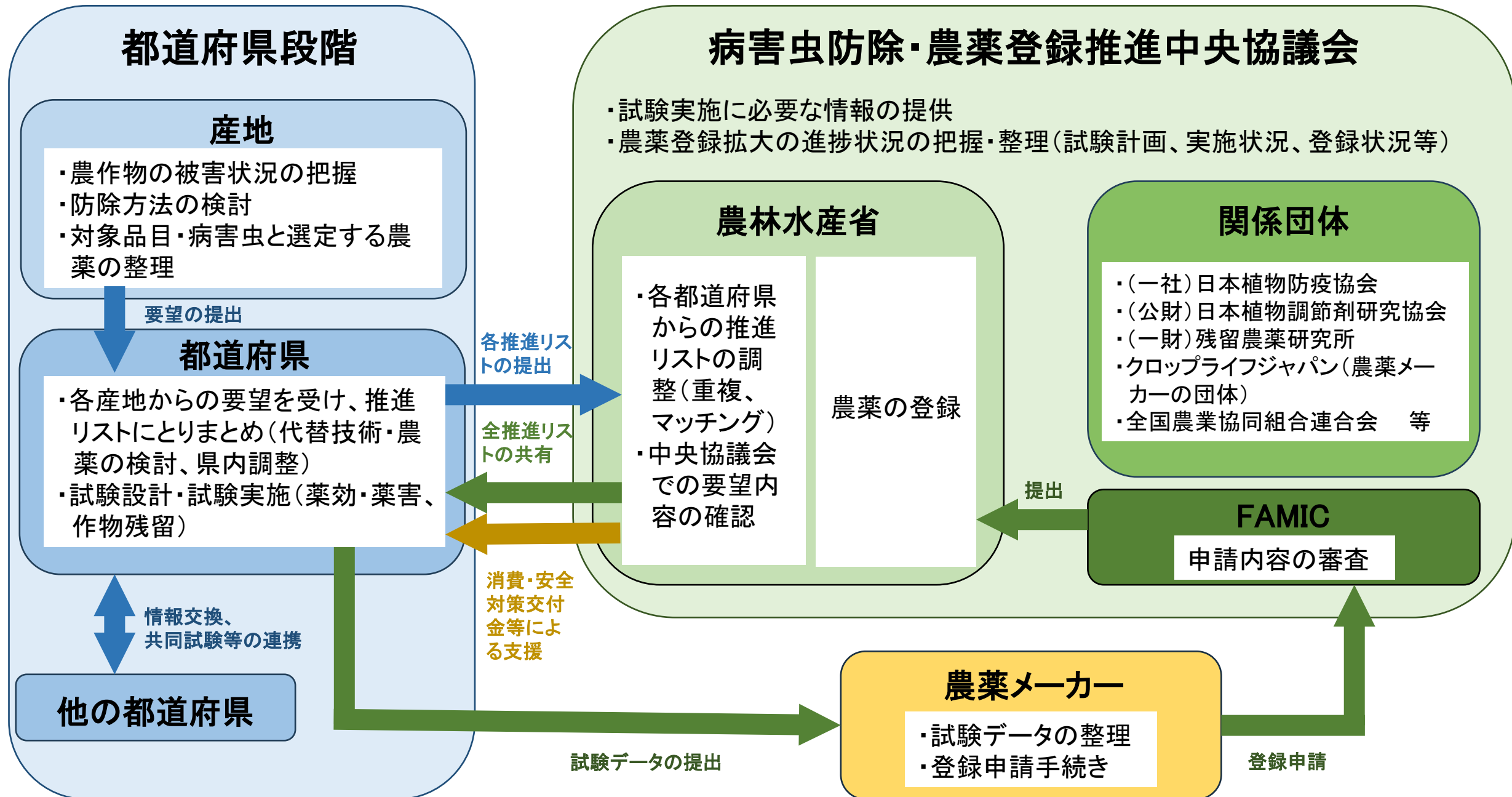


マイナー作物への農薬登録拡大推進体制と流れ



農薬登録の流れ(マイナー作物関係)

都道府県

①試験データの
作成・提出

農薬製造業者

②農薬登録の
申請

FAMIC
農薬検査部

経由

○主な検査項目

- ・人、家畜等への安全性
- ・土壌、水環境への影響
- ・原体混合物の安全性
- ・有効成分、製剤の物理化学的性状
- ・**薬効、薬害**
- ・**農作物等への残留性**
- ・水産動植物等、有用動植物への影響

【必要に応じ】

- ・検査結果に基づく残留基準値案の作成・修正

注: ○数字は農薬登録の流れを示す。
破線□内は、必要のある場合の対応。

農林水産省
農薬対策室

③登録申請の受付

④検査の指示

⑥検査結果の受理

【残留農薬基準値の
新規設定、修正が
必要な場合】

○残留基準値案の
策定

○**農薬使用基準**の
設定

⑪**農薬の登録**

⑤検査結果
報告

内閣府
食品安全委員会

- 食品健康影響評価
- ADI※(一日摂取許容量)、ARfD※※(急性参照用量)の設定

⑧食品健康
影響評価の
諮問

⑨答申

消費者庁

- 残留農薬基準値案の
審議(薬事・食品衛生
審議会)
- 残留農薬基準値**の設
定(農作物ごと)

⑦基準
値設定
依頼

⑩基準
値告示

※ADI(一日摂取許容量)とは、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。
※※ARfD(急性参照用量)とは、ヒトがある物質を24時間又はそれより短い時間経口摂取した場合に健康に悪影響を示さないと推定される一日当たりの摂取量。

マイナー作物に係る農薬登録推進体制

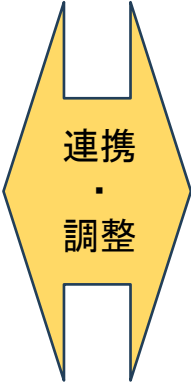
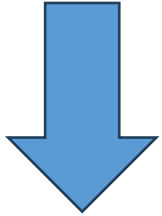
都道府県協議会

【活動内容】

- ・産地間の連絡調整
- ・産地内の作物及び病害虫の調査
- ・試験の実施計画の策定及び実施の調整 等

【構成員】

・都道府県、試験場、病害虫防除所、普及センター、農業協同組合 等



県間での調整が必要な場合、必要に応じて「地域別」、「作物別」に推進会議を設置し、調整

作物別 推進会議

地域別 推進会議

【構成員】関係県

【事務局】地方農政局・沖縄総合事務局

病害虫防除・農薬登録推進中央協議会

【活動内容】

- ・マイナー作物の農薬登録に関する手引き書の作成・更新
- ・農薬登録推進リストの作成・更新
- ・メーリングリストの作成・更新
- ・試験設計・取りまとめに関する技術的助言
- ・必要に応じて「地域別」又は「作物別」等の推進会議を随時開催し、都道府県の間での連絡調整 等

【構成員】

【役割】

消費・安全局植物防疫課

手引き書、農薬登録推進リスト、メーリングリストの作成・更新、支援事業の実施

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

農薬登録事務、FAMIC農薬検査部との調整

農産局園芸作物課・地域作物課

農業生産振興上の情報提供・確認、地方農政局等生産部との連携・調整

農林水産技術会議事務局研究推進課産学連携室

技術開発、支援事業を通じた技術的助言

地方農政局消費・安全部、沖縄総合事務局農林水産部

都府県との調整、農薬登録推進リストの受付・内容確認・調整（北海道については、消費・安全局植物防疫課が対応）

（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）農薬検査部

農薬登録事務・試験設計等の確認

（一社）日本植物防疫協会

WEB上での農薬登録推進リスト掲示・管理、試験設計・取りまとめに関する技術的助言

（公財）日本植物調節剤研究協会

試験設計・取りまとめに関する技術的助言

（一財）残留農薬研究所

試験設計・取りまとめに関する技術的助言、作物残留分析の技術的助言

クロップライフジャパン

メーカーとの調整、農薬登録に当たっての情報提供

全国農業協同組合連合会

農業生産振興上の情報提供・確認、産地との調整